

令和 7 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

頁	旧	新	修正理由
66	<p>(2) 事業者の活動体制</p> <p>危険物又は火薬類の取扱事業者(以下「危険物取扱事業者等」という。)は、危険物等事故が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止のため、京都市、京都府等防災関係機関と連携して、応急対策を実施する。</p>	<p>(2) 事業者の活動体制</p> <p>危険物、<u>高压ガス</u>、<u>都市ガス</u>、<u>火薬類</u>、<u>毒物・劇物</u>又は<u>放射性物質</u>の取扱事業者(以下「危険物取扱事業者等」という。)は、危険物等事故が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止のため、京都市、京都府等防災関係機関と連携して、応急対策を実施する。</p>	変更